

# 令和4年度 福島支部保険料率案について

## ご審議・ご意見いただきたい事項

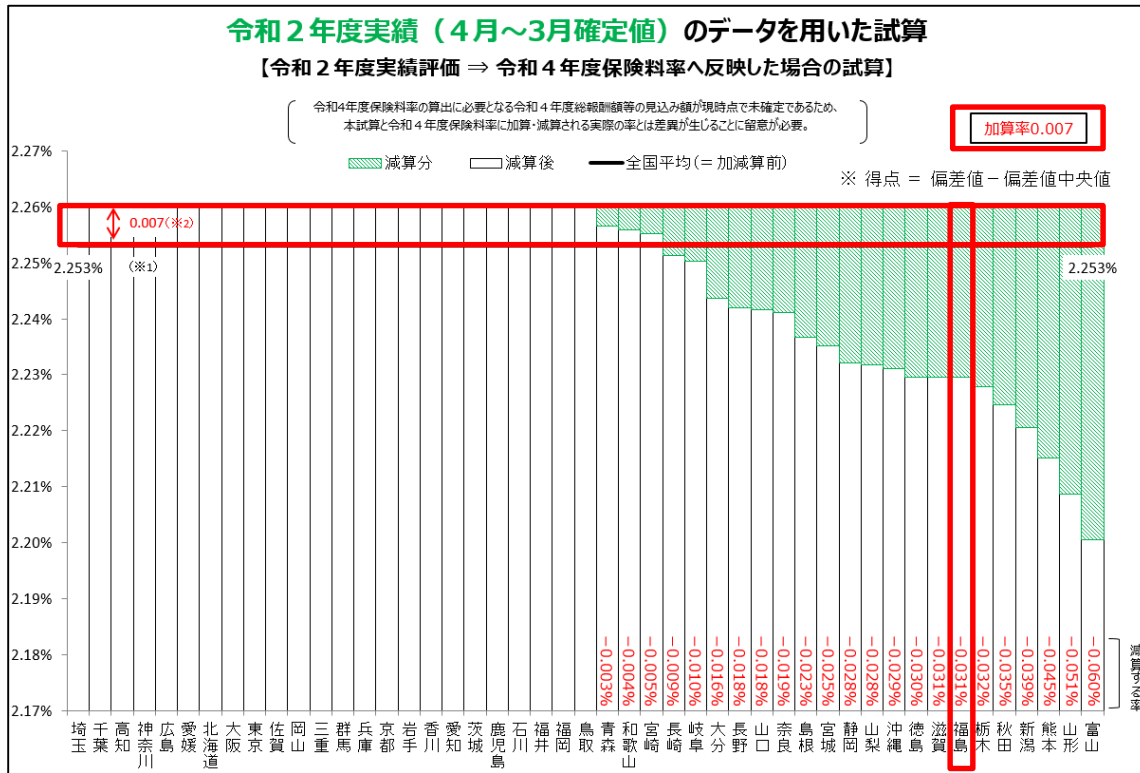
- 令和4年度福島支部健康保険料率についてご審議いただき、ご意見をお願いします。
- (当日配布資料)令和4年度保険料支部長意見について、ご意見をお願いします。

# **I .協会けんぽの収支見込み、及び令和4年度 都道府県別保険料率について (医療分)**

# 令和4年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和4年度は、令和2年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は、0.007%に据え置き
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

## 令和2年度 福島支部のインセンティブ制度の結果について



評価指標	順位
【指標1】特定健診等受診率	36位
【指標2】特定保健指導実施率	5位
【指標3】特定保健指導対象者の減少	8位
【指標4】要治療者の医療機関受診率	15位
【指標5】後発医薬品使用割合	7位
<b>総合</b>	<b>7位</b>

令和4年度 インセンティブ分の加算額は0.007% (全国一律)

令和2年度の実績は、令和4年度保険料率に反映。福島支部はインセンティブが付与され、算出された令和4年度保険料から、0.031%減算。

➡ 0.023%の保険料引き下げに寄与

※1 令和4年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和4年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和2年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率(2.253%)で仮置きしている。  
 ※2 令和4年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和2年度の総報酬額に0.007%を乗じた額を令和4年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出するが、現時点では未確定であるため、0.007%で仮置きしている。

# 令和4年度福島支部 健康保険料率

令和3年度

9.64%

※インセンティブ反映前9.66%から、インセンティブにより0.019%減算され、最終決定した料率は9.64%

+0.01%



令和4年度

9.65%

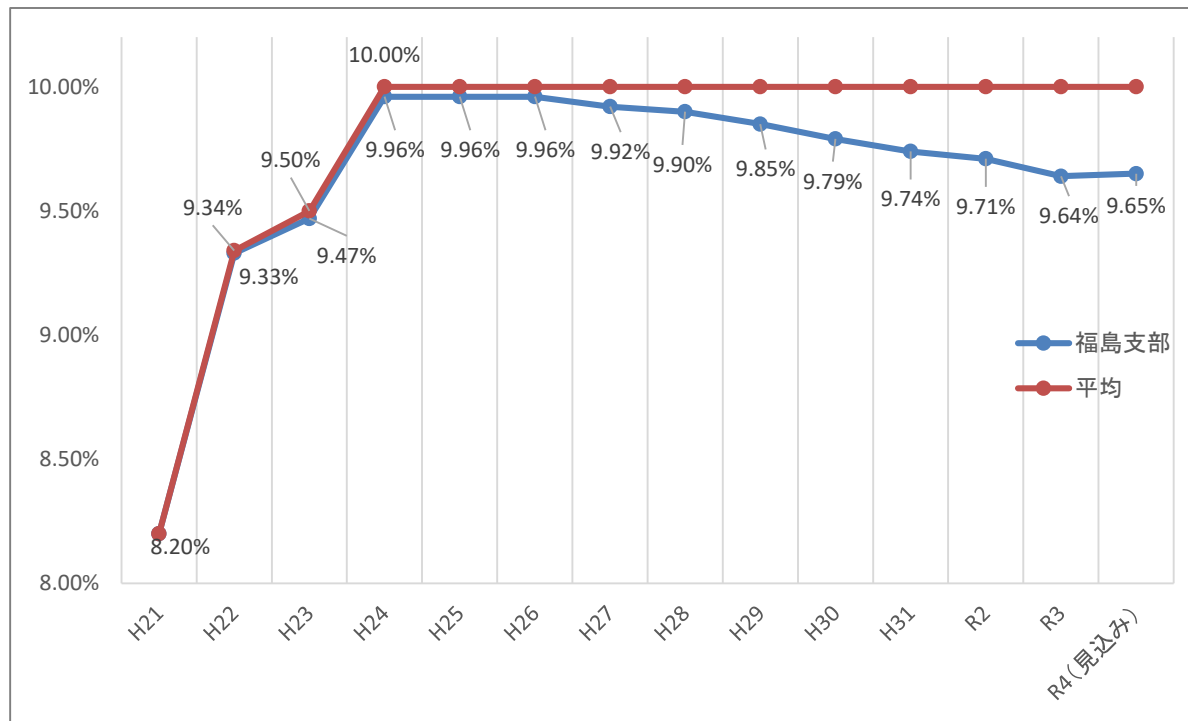
※インセンティブ反映前9.68%から、インセンティブにより0.023%減算され、最終決定した料率は9.65%

## 【令和4年度 保険料負担の影響】

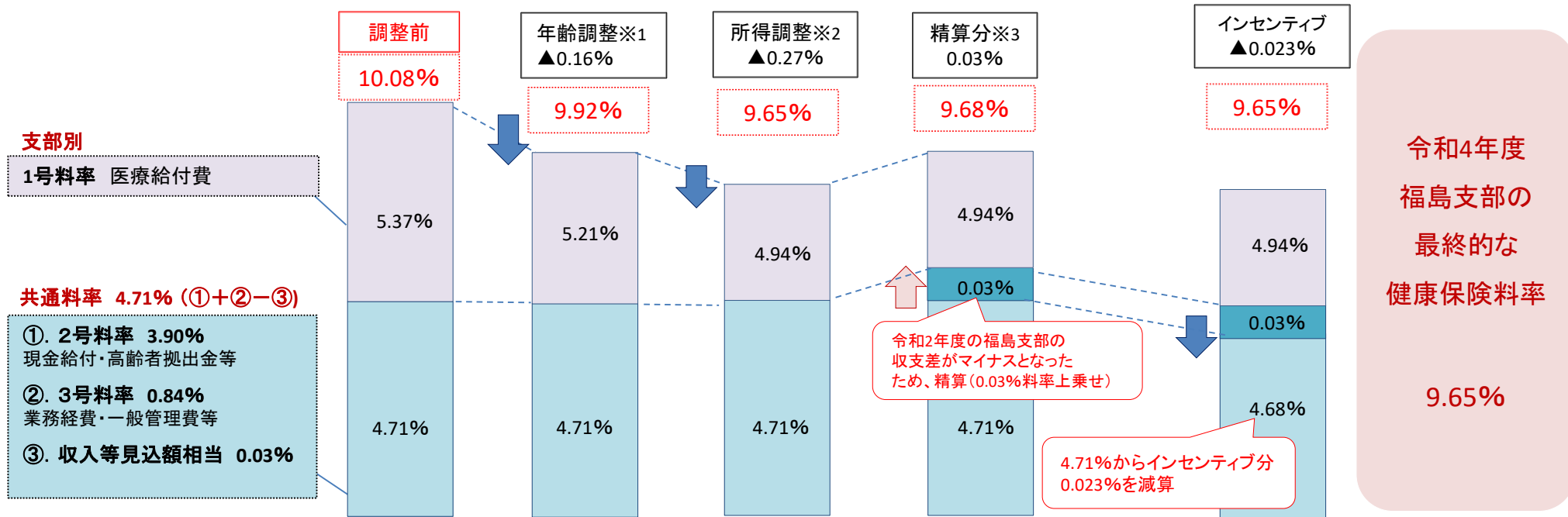
(被保険者1人当たり、労使折半前)  
※標準報酬月額300,000円のケース

- 月額 30円の負担増 (28,920円 → 28,950円)
- 年額 360円の負担増 (30円 × 12月)

## 【福島支部の健康保険料率の推移】



# 令和4年度 福島支部保険料率のイメージ



※1 年齢調整: 年齢構成を全国(協会の平均)とした場合の医療費の差額を、都道府県間で相互に調整 →福島支部は年齢構成が全国より高いため、保険料率が下がる

※2 所得調整: 所得水準を全国(協会の平均)とした場合の保険料収入の差額を、都道府県間で相互に調整 →福島支部は所得水準が全国より低いため、保険料率が下がる

※3 精算: 健康保険料は見込額で算定し、2年後に精算することになっている →福島支部の令和2年度の収支差は、全国平均と比較してマイナスとなったため、保険料率が上がる(料率に上乘せ)

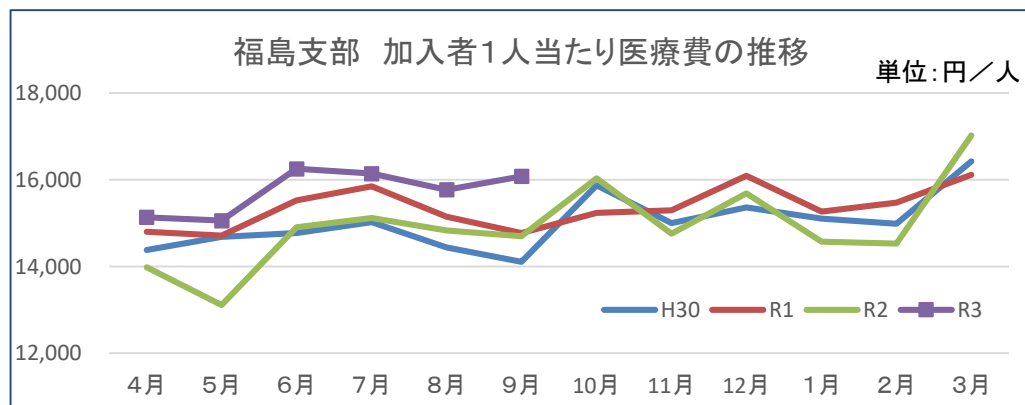
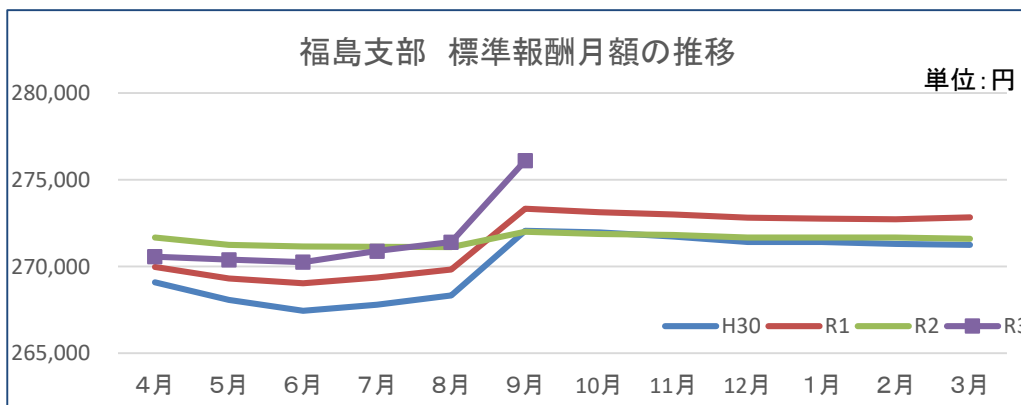
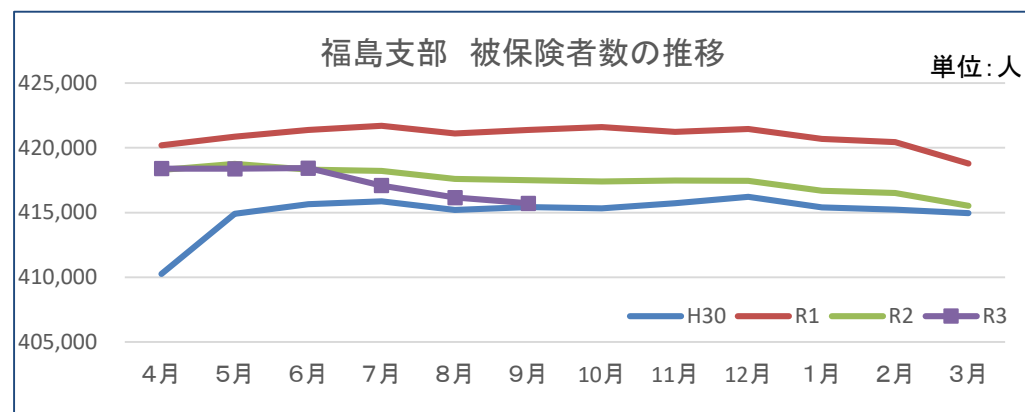
# 令和4年度 福島支部保険料率について

	令和4年度		令和3年度
	福島支部	全国	福島支部
<b>第1号保険料率</b> <span style="background-color: #ADD8E6; border-radius: 5px; padding: 2px;">支部別</span>	<b>4.94%</b>	5.29%	<b>4.95%</b>
調整前所要保険料率	5.37%	5.29%	5.37%
年齢調整	▲0.16%	—	▲0.14%
所得調整	▲0.27%	—	▲0.28%
<b>第2・3号保険料率等</b>	<b>4.71%</b>	4.71%	<b>4.69%</b>
共通料率 <span style="background-color: #FFC0CB; border-radius: 5px; padding: 2px;">全国一律</span>	4.71%	4.71%	4.71%
インセンティブ制度による加算・減算 <span style="background-color: #ADD8E6; border-radius: 5px; padding: 2px;">支部別</span>	▲0.023%	—	▲0.019%
精算分 <span style="background-color: #ADD8E6; border-radius: 5px; padding: 2px;">支部別</span>	0.03%	—	0.00%
<b>保険料率（1号料率 + 2・3号料率等）</b>	<b>9.65%</b>	<b>10.00%</b>	<b>9.64%</b>

※各保険料率は端数処理のため、保険料率と整合しない場合がある。

## 【健康保険料率引き上げにつながった要因】

- 令和2年度、医療費(支出)は新型コロナウイルス感染症の影響によると思われる受診控えにより保険料算定時の想定を下回ったが、同様に保険料収入も減少。精算による保険料率が令和4年度に上乘せされることになった。
- 1号料率(各種調整後)およびインセンティブ制度反映後の共通料率も、僅かながら令和3年度を下回ったが、令和2年度の精算による上がり幅がそれを上回り、最終的に0.01ポイント引き上げとなった。



データ出典:協会けんぽ月報

# 協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

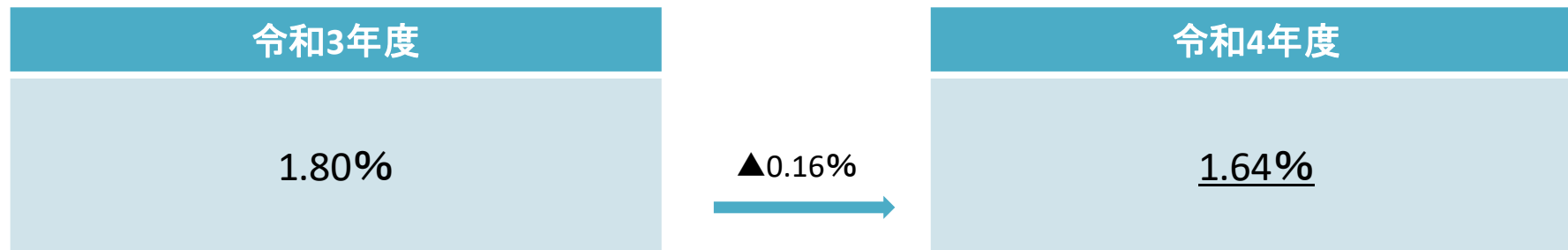
		R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	94,618	99,375	99,369	H24-R3年度保険料率：10.00% R4年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,739	12,461	12,454	
	その他	293	275	266	
	計	107,650	112,110	112,090	
支出	保険給付費	61,870	66,623	67,304	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     拠出金等対前年度比                      + 1                      ▲ 806 } ▲ 806                      ▲ 0                 </div>
	前期高齢者納付金	15,302	15,541	15,542	
	後期高齢者支援金	21,320	21,596	20,790	
	退職者給付拠出金	1	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	2,974	4,582	3,868	
	計	101,467	108,343	107,505	
単年度収支差		6,183	3,768	4,585	OR4年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R4年度均衡保険料率：9.54%
準備金残高		40,103	43,870	48,456	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。



## Ⅱ.令和4年度介護保険料率について

# 令和4年度 介護保険料率



## 【令和4年度 保険料負担の影響】

(被保険者1人当たり、労使折半前)

※標準報酬月額300,000円のケース

- 月額 480円の負担減 (5,400円 → 4,920円)
- 年額 5,760円の負担減 (480円 × 12月)

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、下記の計算式により得た率を基準として保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者 (40歳～64歳) 総報酬額総額の見込}}$$

## 【介護保険料引き下げにつながった要因】

- 令和3年度介護保険料率設定時には、令和2年度末に見込まれた不足分(保険料の特例納付猶予等の影響によって466億円の不足が見込まれていた。)の影響による料率が加算されていたが、今回(令和4年度介護保険料率設定時)は、令和3年度末には不足分が解消される見込みとなったこと。

# 協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R2（2020）年度	R3（2021）年度	R4（2022）年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	10,379	11,002	10,229	R2年度保険料率： 1.79%
	国庫補助等	-	-	1	R3年度保険料率： 1.80%
	その他	-	-	-	R4年度保険料率： 1.64%
	計	10,379	11,002	10,229	
支出	介護納付金	10,303	10,291	10,480	納付金対前年度比 ⇒ + 189
	その他	21	55	-	
	計	10,324	10,345	10,480	
単年度収支差		55	656	▲ 250	
準備金残高		▲ 430	227	▲ 24	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 【参考】

令和4年度保険料率適用後の保険料負担について

	保険料率		
	令和3年度	令和4年度	差
健康保険料率	9.64%	<b>9.65%</b>	0.01%
介護保険料率	1.80%	<b>1.64%</b>	<b>▲0.16%</b>
健康保険料率 +介護保険料率	11.44%	<b>11.29%</b>	<b>▲0.15%</b>

	(全国平均) 標準報酬月額30万の場合の保険料額 (月額・折半額)		
	令和3年度	令和4年度	差
健康保険料率	¥14,460	<b>¥14,475</b>	¥15
介護保険料率	¥2,700	<b>¥2,460</b>	¥-240
健康保険料率 +介護保険料率	¥17,160	<b>¥16,935</b>	¥-225

福島支部の健康保険料率は、**全国3番目の低さ**になっています。

令和4年度都道府県単位保険料率における  
保険料率別の支部数  
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
11.00	1
10.65	1
10.52	1
10.47	1
10.45	1
10.43	1
10.39	1
10.35	1
10.34	1
10.30	1
10.27	1
10.26	1
10.25	1
10.22	1
10.21	1
10.18	2
10.15	1
10.14	1
10.13	1
10.09	2
10.03	1
9.99	1
9.96	2
9.95	1
9.94	1
9.93	1
9.91	2
9.90	1
9.89	1
9.85	1
9.83	1
9.82	1
9.81	1
9.77	1
9.76	1
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.67	1
9.66	1
9.65	1
9.61	1
9.51	1

令和4年度都道府県単位保険料率の  
令和3年度からの変化  
(暫定版)

令和3年度保険料率からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.32	+480	2
+0.31	+465	1
+0.29	+435	1
+0.22	+330	1
+0.21	+315	1
+0.17	+255	2
+0.16	+240	1
+0.14	+210	2
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	1
+0.07	+105	4
+0.06	+90	1
+0.05	+75	2
+0.04	+60	1
+0.03	+45	3
+0.02	+30	2
+0.01	+15	2
▲0.01	▲15	2
▲0.02	▲30	1
▲0.03	▲45	3
▲0.04	▲60	3
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	2
▲0.09	▲135	1
▲0.11	▲165	2
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1
▲0.22	▲330	1

※平均  
**10.00%**

※「+」は令和4年度保険料率が令和3年度保険料率より上がったことを、「▲」は下がったことを示している。  
※金額は標準報酬月額30万円の者に係る保険料率負担(月額：労使折半後)の増減である。

## 【参考】保険料率変更にかかる今後のスケジュール（予定）

- 1月13日（木） 評議会の開催（都道府県単位保険料率の変更についてご意見をいただく）
- 18日（火） 支部長から理事長へ意見の申出（提出する意見書へ評議会の意見を添える）
- 27日（木） 運営委員会（都道府県保険料率の決定）  
→料率変更について厚生労働大臣への認可申請

### 健康保険法 第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 **支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。**
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。